

## 【議案第4号】

## 白河商工会議所会費収納規約

## (目的)

第1条 本商工会議所の会費は、定款第17条（会費）の規定に基づき、本規約によりこれを収納する。

## (納期および収納方法)

第2条 会費は、その年額を毎年6月30日までに、原則として、指定金融機関の自動振替制度によって、収納するものとする。

## (口数制と1口の金額)

第3条 会費は口数制とし、1口の金額は2,000円とする。ただし、原則として法人の持口数を5口以上とし、個人の持口数を3口以上とする。新たに加入する者のその年度の会費は次のとおりとする。

(1) 4月1日から9月末日までに加入する者の会費は、年額の全額

(2) 10月1日から3月末日までに加入する者の会費は、年額の2分の1

## (口数の決定)

第4条 会費は加入の申し込みにより、その営む事業の規模、成績、その他各種の事情を参考として、その口数を決定する。

## (議員等の持口数)

第5条 本商工会議所の議員の持口数は、次のとおりとする。ただし、役員は議員としての持口数のほかに、定められた口数を加えて負担するものとする。

1	1号議員	70口以上
2	2号議員	70口以上
3	3号議員	100口以上
4	監事	議員としての口数のほかに
5	常議員	20口以上
6	副会頭	150口以上
7	会頭	450口以上

## (収納会費の返戻)

第6条 既納の会費は返戻しない。

## (業務執行の定め)

第7条 この規約で定めるもののほか、業務執行に必要な事項は、常議員会の議決を経て会頭が定める。

## (規約の改正)

第8条 この規約の改正は、議員総会の議決を経なければならない。

## 附 則

- 1 この規約は、昭和49年4月1日から施行する。
- 1 この規約は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この規約は、平成元年4月1日から施行する。
- 1 この規約は、令和元年11月1日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

# 資料 5

## 【議案第 4 号】

### 白河商工会議所会費納期の延期について

#### 1. 理由

当所会費収納規約第 2 条（納期および収納方法）では、「会費は、その年額を毎年 6 月 30 日までに収納するものとする」と規定しているが、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会・経済情勢を鑑み、ご請求時期を延期としたい。

今回の業務執行にあたり、会費収納規約第 7 条により、「業務執行に必要な事項は、常議員会の議決を経て会頭が定める」としているため、常議員会へ上程するもの。

#### 2. 会費請求時期

今後の動向によるが、令和 2 年 9 月まで延期とする。なお、会費請求スケジュールが決まり次第、会員事業所へは事前にご案内をする。

白河商工会議所給与規則の一  
部改正について

## 1. 改正理由

- ①「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」が一部改正<sup>1</sup>（令和元年 7 月 1 6 日施行）され、福島県では、令和 2 年度より「法定経営指導員手当」を新設し支給することとなったため、手当導入にあたり、規則の一部を改正するもの。
- ②管理又は監督の地位にある「管理職」は、当所給与規則第 1 0 条第 3 項により、「管理職手当の支給を受けるものには、時間外勤務手当および休日勤務手当は支給しない」と規定されているが、当所就業規則第 1 1 条の 2 の規定に基づき、「公務のため臨時または緊急の必要がある場合」に勤務した場合は、当該管理職に対して「管理職特別勤務手当」を新設し、支給するため、規則の一部を改正するもの。
- ③現行の給与規則は、廃止された手当等も規定されているため、この機会に実態・実情に合わせた内容に改める。

## 2. 変更箇所

- ・第 2 条（定義）、寒冷地手当の字句を削除。
- ・第 1 1 条（管理職手当の月額）、第 2 項を削除し、第 3 項を第 2 項に繰り上げる。
- ・第 7 章、寒冷地手当の字句を削除。
- ・第 2 3 条（寒冷地手当）、条文を全て削除し、第 2 4 条を第 2 3 条とし、以下順次繰り上げる。別表も同様に繰り上げる。
- ・第 2 4 条の 2（白河地域職業訓練センターの長の手当）、条文を削除。
- ・第 2 4 条、新たに「法定経営指導員手当」を新設・追加。
- ・第 2 5 条、新たに「管理職特別勤務手当」を新設・追加。
- ・第 2 5 条（退職給与金）、第 2 6 条（慶弔金）、上記の新たな条文追加により、順次繰り下げる。

---

<sup>1</sup> 今回の一部改正は、経営発達支援計画及び事業継続力強化支援計画の認定を受ける場合、小規模事業者の経営に係る指導を行う者であって、計画の実施に係る指導、助言及び進捗管理等を行う一定の知識を有する経営指導員（いわゆる「法定経営指導員」）が計画に関与することが必須であるとの内容が盛り込まれたところである。また、当該法改正に加え、近年の中小・小規模企業を巡る経営課題は多様化・複雑化が顕著となっている状況を踏まえ、福島県では、経営発達支援計画及び事業継続力強化支援計画の計画策定から実行まで責任を持って支援等を行う者であって行政機関等との調整役を担う経営指導員や他の指導員等を指導（業務マネジメント）する経営指導員に対し、法定経営指導員手当を新設したもの。

「法定経営指導員」の要件は、法第 5 条第 5 項、法 7 条第 5 項に規定された。

- ・直近 5 年以内に中小企業診断士試験規則に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習を修了した者
- ・直近 5 年以内に行政事務に係る基礎的知識に関する講習を修了した者
- ・直近 5 年以内に事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習を修了した者
- ・小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者

新旧対照表は、次のとおり。

新条文	旧条文
第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)
第2章 給与	第2章 給与
(定義)	(定義)
第2条 この規則で給与とは、報酬、給料、管理職手当、扶養手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、期末手当及びその他の手当とする。	第2条 この規則で給与とは、報酬、給料、管理職手当、扶養手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、期末手当、 <u>寒冷地手当</u> 及びその他の手当とする。
第3条～第9条 (略)	第3条～第9条 (略)
第3章 管理職手当	第3章 管理職手当
第10条 (略)	第10条 (略)
(管理職手当の月額)	(管理職手当の月額)
第11条 (略)	第11条 (略)
<u>2 (削除)</u>	<u>2 経営指導等の資格制度試験により、主席経営指導員または主任経営指導員と認定された者については、小規模事業指導費補助金の特別研究指導費により資格手当を次の通り支給する。ただし、当所の給与規則に基づく管理職手当の支給対象者については、資格手当をこの管理職手当に充当するものとする。</u>
	○ 主席経営指導員 月額 20,000 円
	○ 主任経営指導員 月額 10,000 円
<u>2 (第3項を第2項として繰り上げる)</u>	<u>3 (略)</u>
第4章 扶養手当 (略)	第4章 扶養手当 (略)
第5章 通勤手当 (略)	第5章 通勤手当 (略)
第6章 時間外勤務手当及び休日勤務手当 (略)	第6章 時間外勤務手当及び休日勤務手当 (略)
第7章 期末手当及びその他の手当	第7章 期末手当及び <u>寒冷地手当</u> 及びその他の手当
第22条 (略)	第22条 (略)
	<u>(寒冷地手当)</u>
<u>第23条 (削除)</u>	<u>第23条 寒冷地手当は、月額とし11月から翌年3月までの各月の初日 (以下、「基準」という。)</u>
	<u>(第24条を第23条とし、以下順次</u>

繰り上げる。別表も同様。)

において在職する職員に対して、その日に支給する。

2 寒冷地手当の月額算定は、基準日における次の表に掲げる職員の世帯区分に応じ、別表4に掲げる額とする。

<u>基準世帯等の区分</u>			
<u>世帯主である職員</u>			<u>その他の職員</u>
<u>世帯等に区分</u>		<u>扶養親族のない職員</u>	
<u>3人以上</u>	<u>2人以下</u>		
<u>19,560円</u>	<u>16,300円</u>	<u>9,820円</u>	<u>6,840円</u>
<u>寒冷地手当の算出</u>			
<u>平成18年11月</u>	<u>平成19年11月</u>	<u>平成20年11月</u>	
<u>から19年3月</u>	<u>から20年3月</u>	<u>21年3月</u>	
手当額は、上表のうち該当する額から上の期間に対応する下の欄の額を控除した額。ただし、控除した額がマイナスとなる場合は0とする。			
<u>8,000円</u>	<u>14,000円</u>	<u>20,000円</u>	

別表4

<u>支給割</u>	<u>世帯等の区分</u>		
	<u>世帯主である職員</u>		<u>その他の職員</u>
<u>(基準日の給料の月額と扶養手当の合計額に100分の17を乗じ右の区分額を加える)</u>	<u>扶養親族のある職員</u>	<u>扶養親族のない職員</u>	
	<u>36,100円</u>	<u>24,000円</u>	<u>12,000円</u>

(住居手当)

第23条 住居手当は、世帯主である職員に支給し、支給額は、別表4による。

第23条の2 (削除)

(住居手当)

第24条 住居手当は、世帯主である職員に支給し、支給額は、別表5による。

(白河地域職業訓練センターの長手当)

第24条の2 白河地域職業訓練センターの長手当 (以下、「センターの長手当」という。)は、白河地域職業訓練センターの長としての役職にある職員に対して支給するものとし、支給額は、月額

<p><u>(法定指導員手当)</u></p> <p><u>第24条 福島県からの通達による配置人数に応じて、法定経営指導員業務を担った者については、小規模事業経営支援事業費補助金により手当を支給するものとし、支給額は、一人あたり月額13,000円とする。</u></p> <p><u>(管理職特別勤務手当)</u></p> <p><u>第25条 会頭が必要と認めた場合、管理職が公務のため臨時または緊急の必要により休日および週休日に6時間を超えて勤務した場合は、管理職に対して、管理職特別勤務手当を支給する。支給額は、1回につき、事務局長8,000円、課長以上6,000円とする。</u></p> <p>第8章 退職給与金及び慶弔金 (退職給与金) <u>第26条 (略)</u></p> <p>(慶弔金) <u>第27条 (略)</u></p>	<p><u>3,000円とする。</u></p> <p><u>(新設・追加)</u></p> <p><u>(新設・追加)</u></p> <p>第8章 退職給与金及び慶弔金 (退職給与金) <u>第25条 (略)</u></p> <p>(慶弔金) <u>第26条 (略)</u></p>
<p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和2年5月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	

## 白河商工会議所定款の一部変更について

## 1. 定款の変更理由

「成年被後見等<sup>1</sup>の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」<sup>2</sup>が令和元年12月13日公布されたことを受け、12月14日に改正商工会議所法、改正商工会議所法施行規則が施行された。

そのため、「会員の資格」を改訂するもの。

## 2. 変更箇所

- ・第10条第3項(1)法改正箇所、(2)表現振りの適正化、に改める。

新条文	旧条文
第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)
第2章 会員	第2章 会員
(会員資格)	(会員資格)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。	3 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。
(1) <u>心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者<sup>3</sup></u>	(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u>
(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u>	(2) <u>破産者で復権を得ない者</u>
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)
第11条～第22条 (略)	第11条～第22条 (略)
第3章～第11章 (略)	第3章～第11章 (略)

<sup>1</sup> 成年被後見人等とは、判断能力が全くない方「後見」、判断能力が著しく不十分な方「保佐」、判断能力が不十分な方「補助」の3類型のこと。

<sup>2</sup> 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号。以下、「整備法」という。)が、令和元年6月14日に公布、同年12月14日施行された。

また、整備法を受けて「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令(令和元年経済産業省令第48号。以下、「整備省令」という。)」が同年12月13日公布、同年12月14日に施行された。

整備法では、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化を図るための措置が講じられた。整備法による改正後の商工会議所法では、会員資格について、上記のとおり規定されたもの。

<sup>3</sup> 「経済産業省令で定める者」は、整備省令による改正後の施行規則第4条の2において、「精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と定められており、会員資格の有無については、当該規定に従って判断をすることとなる。

附 則

(実施の時期)

- 1 第10条第3項(会員の欠格事由)の改正規定は、令和2年5月26日から実施する。

【議案第 7 号】

常議員の補充選任について

【提案理由・内容】

常議員 (株)東邦銀行白河支店 支店長 古和田秀一氏、EA ファーマ(株)福島事業所 執行役員福島事業所長 西脇徹氏、(株)福島銀行白河支店 支店長 伊藤伸一氏の人事異動により、常議員 3 名が欠員となっておりますので、補充選任するものであります。

常議員の選任は、定款により議員総会で行うことになっておりますので、当常議員会において、本議案を第 1 回通常議員総会に上程することについてお諮りするものであります。

選任案としましては、(株)東邦銀行白河支店 支店長 山崎知彦氏、EA ファーマ(株)福島事業所 福島事業所長 大原<sup>としお</sup>一一氏、(株)福島銀行白河支店 支店長 作田潤一郎氏の推戴について提案させていただきます。

## 会員加入について

受付期間：2020/4/1～2020/5/18

期間中加入の事業所

一般会員 14件

No.	受付日	事業所名	代表者名	住所	業種	口数	所属部会名	入会理由
1	3月26日	テーラー斎藤	斎藤 博	白河市新蔵町9	洋服業	3	庶業部会	アクサ保険加入の為
2	3月26日	自衛隊福島地方協力本部 白河地域事務所	鈴木 祐介	白河市立石60-1	防衛	5	庶業部会	地元企業説明会への参加、会議室利用
3	4月7日	sign hair inovation	大塚 昌幸	白河市みさか2-12-12	美容室	3	庶業部会	創業支援活用
4	4月9日	(有)ワールドウイング	田巻 陽一	白河市中町68 藤ビル2F	招聘業	5	庶業部会	議員紹介 (高島議員)
5	4月13日	だるま建材	松市 一男	白河市影鬼越30-141	運送業	3	運輸交通業部会	税務支援希望の為
6	4月16日	イタリア食堂 LE LUCE	多田 啓信	白河市みさか2-48-36	飲食業	3	旅館飲食業部会	創業支援活用
7	4月21日	夢の照す	平山 有紀	白河市本町2 マイタウン白河内	飲食業	3	旅館飲食業部会	会員サービス利用の為
8	4月22日	合同会社 邦	武田 訓昌	白河市石切場12	不動産賃貸業	5	金融業部会	マル経利用の為
9	4月28日	合同会社 WATASHI JAPAN	名和 淳子	白河市泉田池ノ上 131-1	製造小売業	5	商業部会	補助金申請支援の為
10	4月30日	ボタニカル エイジア ン	斎藤 弥生	白河市金勝寺15-1	小売業	3	商業部会	補助金申請支援の為
11	4月30日	Crape Mimi	笹島 美穂	白河市登り町24番地 やまと乃長屋二番館	飲食業	3	旅館飲食業部会	創業支援、申告、融資利用の為
12	5月11日	ほの字	須藤 恭子	白河市愛宕町45	飲食業	3	旅館飲食業部会	会員サービス利用の為
13	5月12日	ありがた屋	井村 国夫	白河市老久保163-10	飲食業	3	旅館飲食業部会	税務支援のため
14	5月13日	三森 彩桜	三森 彩桜	白河市細工町37-9	競輪選手	3	庶業部会	保険制度加入のため

特別会員 5件

No.	受付日	事業所名	代表者名	住所	業種	口数	所属部会名	入会理由
1	4月3日	(有)テムス技研	太田 和博	東白川郡棚倉町大字 玉野字千ヶ墓65-1	製造業	5	工業部会	事業承継支援の為
2	4月6日	金澤 竜二	金澤 竜二	須賀川市季の郷103	競輪選手	3	庶業部会	保険制度加入の為
3	4月13日	須永 勝太	須永 勝太	須賀川市宮の杜18-8	競輪選手	3	庶業部会	保険制度加入の為
4	4月23日	(株)アイ企画	樋口 好生	白河市表郷金山字 菅辻115-6	文具・事務機 小売業	5	工業部会	会員交流 (部会への参加)の 為
5	4月28日	FAST PARTS (株)	佐藤 正徳	西白河郡中島村大字 松崎字戸面沢1-24	製造業	5	工業部会	創業支援活用



話題のクラウドファンディング  
『CAMPFIRE』で  
プロジェクトに挑戦中！

# だるまランド

**だるまランド**とは？

だるまの究極体験ができる  
エンターテインメント施設です。

※2021年 オープン予定

◀◀ 詳細は裏面へ **GO!**

# だるまランド

の到達点

それでも

# 夢。

だるまの究極体験ができる  
エンターテインメント施設

コロナで売上げ8割減。

未だ回復の兆しは見えない。

それでも、私達には挑戦したい夢があります。

地域のシンボリックな観光施設であると共に

伝統産業の革新的な体験施設である。

地域の方々が誇れる施設を作りたい！

## 1. 観光地としての 白河市を確立！

白河にはお土産が少ない！そこで地域の事業者同士での新商品・サービスの開発を行い、旅行者の満足度向上を狙います。新商品の案がある方はどしどしご連絡ください。



## 2. 児童向け体験学習や 地域行事の開催

将来の白河のために！子供達向けの体験学習やイベントなどを積極的に開催することで、「地元愛」を育みます！月に一度開催予定である「だるマルシェ」では、地域の大人たちや地域の食材に出会える場の提供を行います。



## 3. 地域財産の継承

地域らしさや地域資源など何世代も通して培ってきた地域の財産を持続的に引き継いでいくためには、地域の方々が積極的に参加することが大切です！将来に向けて地域への愛着を育てていくためには、小さい頃から地域行事に参加する経験が大切です！



応援よろしくお願ひします！

お問い合わせ：090-8982-4361

CAMPFIRE 「キャンプファイヤー だるまランド」  
で検索！

[camp-fire.jp/projects/view/272482](https://camp-fire.jp/projects/view/272482)

Check Please!

